

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定健康診査及びがん検診対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託について（対象者の拡大）
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

※太字ゴシック（下線）が平成30年度第5回本審議会上承内容からの変更内容（以下同じ）

事業名	特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析
担当課	健康づくり課
目的	特定健康診査 及びがん検診 の実施率向上及び区民の健康増進のため
対象者	特定健診：40歳以上の国民健康保険加入者のうち区が行う特定健康診査の未受診者 がん検診：40歳以上の国民健康保険加入者のうち区が行う特定健康診査は受診済みであるが がん検診の未受診者
事業内容	<p>新宿区では、特定健康診査の実施率向上のため、平成20年度より特定健康診査未受診者に対して下記の勧奨事業を実施し、平成21年度からは業務委託で勧奨事業を実施している（平成21年度第3回、同年度第7回、平成23年度第5回、平成29年度第4回、同年度第5回、平成30年度第5回本審議会上承事項）。</p> <p>この度、がん検診未受診者についても電話勧奨及び訪問勧奨を実施することで、がん検診の受診率向上にもつなげていく。</p> <p>【受診勧奨等事業】</p> <p>特定健康診査及びがん検診は6月から開始し、7月末までの未受診の者に対し、9月から受診勧奨等事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記対象者に対して、個別勧奨通知を発送する（区が実施）。 約49,000人。9月中旬。 ・ 特定健診対象者：上記対象者のうち、電話番号を把握していて、継続受診をしている者を除き、個別電話勧奨、受診意向及び要望調査、未受診理由の聴取、人間ドック等受診者に対する健診結果提出による保健事業利用の案内等について架電業務を行う。 約30,000人。 ・ がん検診対象者：電話番号等を把握している者で、特定健診の受診者のうち、がん検診未受診者に、個別電話勧奨、受診意向及び要望調査、未受診理由の聴取について架電業務を行う。 約2,500人。 ・ 実施時期は、9月下旬～1月末。 ・ 受診勧奨周知（広報しんじゅく、ホームページ及び個別受診勧奨通知）に対する問合せ電話の受電業務も同時に行う。 約1,800人。9月下旬～1月末。 ・ 電話で勧奨ができなかった40歳以上の対象者に対して、訪問勧奨を行う。 約9,500人。9月下旬～翌年1月末。 ・ 勧奨業務終了後、電話勧奨を行った集団の受診率について効果分析をし、区へ報告する。 約32,500人。2月～3月。 <p>※上記対象者数については、令和元年度見込み</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 特定健康診査及びがん検診対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託について (対象者の拡大)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査 及びがん検診 対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析
委託先	未定(令和元年8月プロポーザルにより選定する。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>《委託先に提供する項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話勧奨対象者及び訪問勧奨対象者 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、お問い合わせ番号、がん検診票の種類 事業効果分析対象者 健康診査受診者及びがん検診受診者の受診日、お問い合わせ番号、生年月日、性別 <p>《委託先に収集させる項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨等に対する問合せの電話対応 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、お問い合わせ番号
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のシステム及びサーバ、CD-R)
委託理由	勧奨対象者が大量に見込まれること及び、特定健診と がん検診 を同一事業者委託することにより事務の効率化を図る。なお、委託先は、令和元年8月に実施するプロポーザルにより選定する。
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個別電話勧奨 訪問勧奨 人間ドック等の結果提出による保健事業利用の案内 事業効果分析(分析結果を紙及び電磁的媒体により納品) 受診勧奨周知に対する問合せの電話対応
委託の開始時期及び期限	<ul style="list-style-type: none"> 個別電話勧奨、事業効果分析、受診勧奨周知に対する問合せの電話対応及び人間ドック等の結果提出による保健事業利用の案内は、令和元年9月25日から令和2年3月31日まで 訪問勧奨は、令和元年9月下旬から令和2年1月31日まで <p>※ いずれも、次年度以降も、上記と同様の時期にそれぞれの業務委託を行う。</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 委託業者が訪問リストを作成する際に内容の確認を行う。 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 人間ドック等については、委託業者に結果提出による保健事業利用の案内のみを行わせ、データの収集は区が直接行う。 区が作成したCD-Rは、委託先に直接引き取らせ、業務委託終了後返却させるよう指導する。 業務委託終了後、個人情報記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に報告書を提出させるよう指導する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム(ファイルサーバー等)へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。 区から委託先に電磁的媒体(CD-R等)を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 訪問リストの配布枚数等の管理を徹底するため、訪問開始時と終了時の授受簿を

つけさせる。

- 4 訪問時、鞆を肩からたすき掛けする、バックと体をチェーンでつなげる、自転車のかごに防犯ネットをつける等の物理的対策を講じさせる。
- 5 2人体制で、各々が個人を識別できない名簿を持ち、両者が突合することで、個人が識別できるようにさせる。
- 6 訪問時、人間ドック等の結果提出による保健事業利用の案内にあたり区民に対し利用目的を明示させる。
- 7 区が作成したCD-Rは、委託先に直接引き取らせ、業務委託終了後返却させる。
- 8 業務委託終了後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に報告書を提出させる。

【システム上の対策】

- 1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等。
- 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。
- 3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。
- 4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

- 20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。